

## 男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

(施策名) (1)イ 国の審議会等委員への女性の参画促進

## 1 主な施策の取組状況及び評価

- 男女共同参画推進本部（平成 18 年 4 月）において、「審議会等の委員については、平成 32（西暦 2020）年までに、政府全体として、男女のいずれか一方の委員の数が、委員の総数の 10 分の 4 未満とならない状態を達成するよう努めるものとする。また、計画的に取組を進めるため、当面の目標として、平成 22（西暦 2010）年度末までに、女性委員の数が少なくとも委員の総数の 33.3%となるよう努めるものとする。」旨の目標を決定し、取組を進めている。
- 内閣府において、審議会等委員に占める女性割合、専門委員等に占める女性割合、職務指定・団体推薦に係る委員に占める女性割合、公募の状況等について毎年調査を行い、府省別の結果及び全審議会等の結果を閣議に報告、公表している。
- 以上のような取組の結果、国の審議会等における女性委員の割合は着実に増加しており、目標は達成される見込みで、取組は成果を上げている。
- なお、専門委員等に占める女性割合は着実に増加しているものの、平成 20 年 9 月現在 15.1%となっており、目標達成に向けて、さらなる取組が必要である。

## 2 今後の方向性、検討課題等

- 今後とも、継続的に調査を行っていくとともに、女性の人材に関する情報を提供していく。

## 3 参考データ、関連政策評価等

- 国の審議会等の女性委員の割合（各年 9 月末現在）

	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
割合 (%)	30.9	31.3	32.3	32.4

出所)内閣府調べ

- 女性がない審議会等数 20 年 9 月末現在 111 審議会中 2 審議会

出所)内閣府調べ

- 臨時委員、特別委員、専門委員等の女性委員の割合（各年 9 月末現在）

	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
割合 (%)	12.9	13.1	13.9	15.1

出所)内閣府調べ

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

(施策名) (2)イ 審議会等委員への女性の参画に関する取組の支援

<p><b>1 主な施策の取組状況及び評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 内閣府において、「地方公共団体における男女共同参画社会又は女性に関する施策の推進状況調査」を実施し、都道府県・政令指定都市、市町村における審議会等への女性登用比率を毎年調査、公表している。</li> <li>○ 男女共同参画会議において、都道府県・政令指定都市における審議会等の委員についての国の職務指定について実施状況を監視し、①職務指定のあり方の検討②都道府県・政令指定都市に対する助言・支援③人材育成に係る施策の推進について、積極的な取組等を求める意見決定。(平成 18 年 10 月 31 日男女共同参画会議決定)。また、平成 19 年 6 月 19 日その後の実施状況についてのフォローアップを行い監視・影響調査専門調査会に報告した。</li> <li>○ 内閣府より、都道府県知事・政令市あてに、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について要請した(平成 18 年 9 月)。</li> <li>○ 以上のような取組の結果、地方公共団体における審議会等委員に占める女性の割合は着実に増加しており、取組は成果を挙げている。</li> </ul>																									
<p><b>2 今後の方向性、検討課題等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今後とも、継続的に地方公共団体における審議会等委員への女性の登用状況についての調査を行うとともに、継続的な要請の実施や、好事例の紹介等により、更なる取組の支援を行っていく。</li> <li>○ 市町村における審議会等委員への女性の登用を拡大するため、都道府県が市町村に支援と助言を行うよう協力を引き続き要請する。</li> </ul>																									
<p><b>3 参考データ、関連政策評価等</b></p> <p>○ 地方公共団体の審議会等における女性委員割合</p> <p style="text-align: right;">(%)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>17 年度</th> <th>18 年度</th> <th>19 年度</th> <th>20 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県</td> <td>25.6</td> <td>26.2</td> <td>27.1</td> <td>27.7</td> </tr> <tr> <td>政令指定都市</td> <td>26.9</td> <td>27.5</td> <td>27.3</td> <td>28.3</td> </tr> <tr> <td>市区</td> <td>23.7</td> <td>24.2</td> <td>23.6</td> <td>26.2</td> </tr> <tr> <td>町村</td> <td>18.0</td> <td>19.1</td> <td>18.4</td> <td>22.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>出所)内閣府調べ</p>		17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	都道府県	25.6	26.2	27.1	27.7	政令指定都市	26.9	27.5	27.3	28.3	市区	23.7	24.2	23.6	26.2	町村	18.0	19.1	18.4	22.6
	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度																					
都道府県	25.6	26.2	27.1	27.7																					
政令指定都市	26.9	27.5	27.3	28.3																					
市区	23.7	24.2	23.6	26.2																					
町村	18.0	19.1	18.4	22.6																					

## 男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

(施策名) (3) 企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体等の取組の支援

## 1 主な施策の取組状況及び評価

- 内閣府より、独立行政法人、特殊法人、認可法人及び各種機関・団体等の長あてに、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について要請した（平成 18 年 9 月）。
- 内閣府において、3 年に 1 回、独立行政法人等における女性参画状況調査を実施し、結果を公表している。
- 男女共同参画社会づくりに関し広く各界各層との情報・意見交換その他の必要な連携を図るための「男女共同参画推進連携会議」において、国民的な取組を推進している。（平成 8 年度～）

以上のように、様々な取組を行っているが、「2020 年 30%」の目標を達成するためには、更なる取組が必要である。

## 2 今後の方向性、検討課題等

- 各種機関・団体等の長宛に、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について、引き続き要請。
- 独立行政法人大学評価・学位授与機構の評価項目については、平成 19 年度以降の認証評価の実施にあたり、大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置として、「性別のバランスへの配慮」について評価基準に盛り込んでいるが、今後、独立行政法人自体の評価に当たっても、男女共同参画の視点を取り入れることについて検討する必要がある。

## 3 参考データ、関連政策評価等

- 企業における役職別管理職に占める女性の割合 (%)

	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
部長相当職	2.8	3.7	4.1	4.1
課長相当職	5.1	5.8	6.5	6.6
係長相当職	10.4	10.8	12.4	12.7

出所)厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

- 独立行政法人等における役員、管理職及び職員に占める女性の割合

	18 年 4 月	(%)
役員	2.5	
管理職	13.7	
常勤職員	36.2	

出所)内閣府「独立行政法人等女性参画状況調査」(平成 19 年)

## 男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

(施策名) (4) 調査の実施及び情報・資料の収集、提供

## 1 主な施策の取組状況及び評価

〈ア 政策・方針決定参画に関する調査・研究の実施〉

- 男女共同参画会議において、「2020年30%」の目標における指導的地位の範囲を明らかにし、各分野における女性の参画状況について、毎年フォローアップを行うことを決定されたことから（平成19年2月）、内閣府において、範囲を明らかにし、参画状況のフォローアップを毎年実施し、結果を公表している。（平成19年～）
- 内閣府において、「女性の政策・方針決定参画状況調べ」を毎年とりまとめて公表しているほか、「諸外国における政策・方針決定過程への女性の参画に関する調査」等の各種調査を実施し、結果を公表している。

〈イ 女性の人材に関する情報の収集、整備・提供〉

- 平成11年度より、女性人材データベースを整備し、各府省の閲覧に供している。
- 都道府県から推薦を受けた一般の方々による「ヤングリーダー会議」を開催し、地域におけるリーダーの養成を図るとともに、出席者間の連携の促進に努めている。（平成10年度～）
- 以上のように、様々な調査・研究を実施しており、その結果は各種政策に反映されている。

〈ウ 政策・方針決定過程の透明性の確保〉

- 情報公開法等の適切な運用に努めるなど、一般的な施策として着実な推進を図っている。

## 2 今後の方向性、検討課題等

- 女性の人材に関する情報の収集・提供等に関するこれまで収集したデータを活用し、より具体的に施策に反映させるための手法等について検討する。

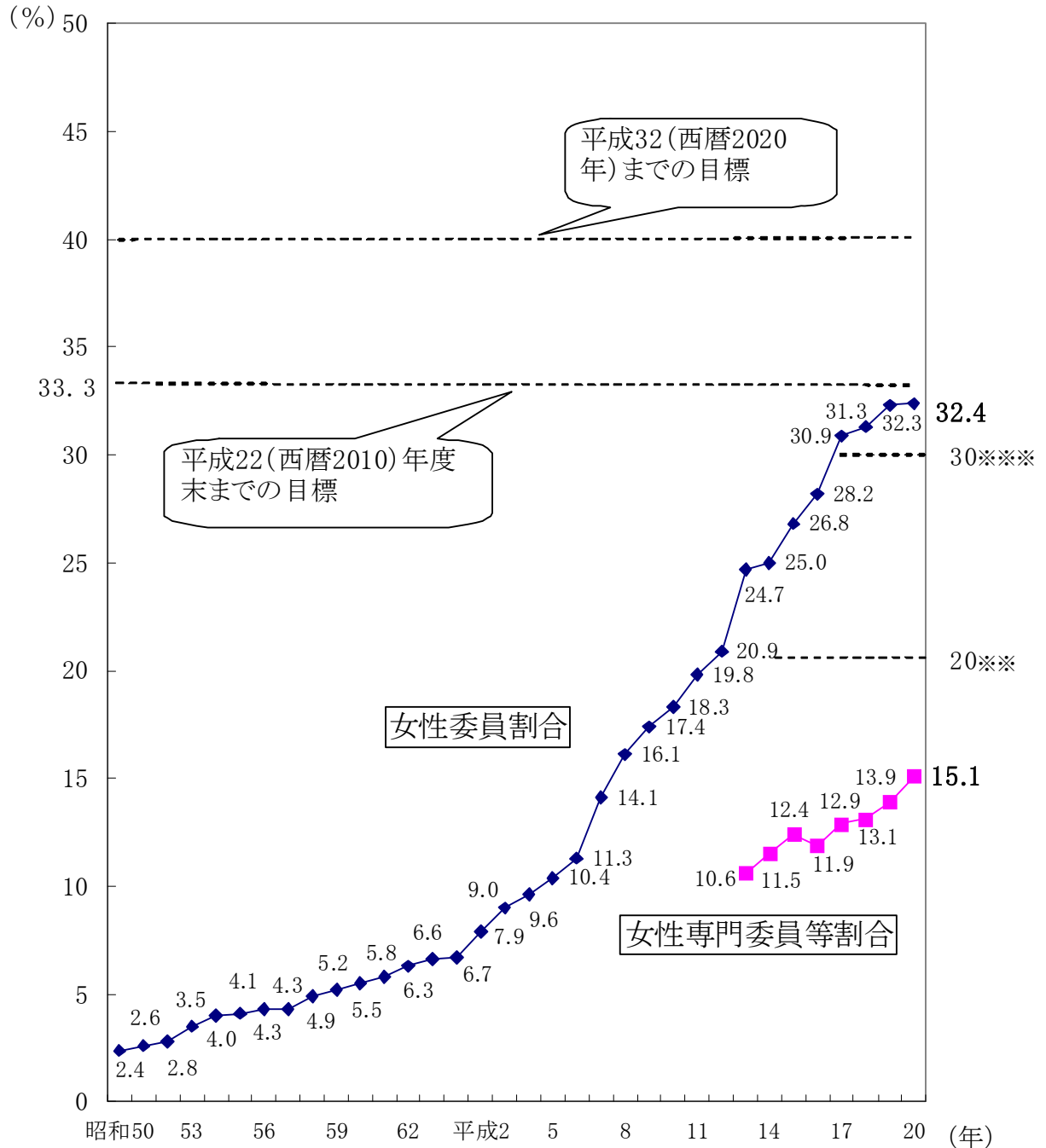
## 3 参考データ、関連政策評価等

- 別添・報告書（概要）

様式 2

## 国の審議会等における女性委員の参画状況調べ

— 国の審議会等の女性委員の割合は 32.4% —



※ 平成17年9月30日以前の調査における専門委員等数には臨時委員、特別委員及び専門委員のほか、試験委員が含まれている。

※※ 専門委員等における、平成22(西暦2010)年度末までの目標。

※※※ 専門委員等における、平成32(西暦2020)年までの目標。

## 府省別女性委員の参画状況

平成 20 年 9 月 30 日現在

府省庁	審議会数		委員数				専門委員等数			
		女性 含む	総数	女性	割合 (%)	平成19 年割合 (%)	総数	女性	割合 (%)	平成19 年割合 (%)
内閣府	17	17	243	76	<b>31.3</b>	32.6	743	157	<b>21.1</b>	16.3
金融庁	6	5	73	20	<b>27.4</b>	27.5	234	16	<b>6.8</b>	5.1
総務省	12	12	155	47	<b>30.3</b>	30.4	462	55	<b>11.9</b>	11.6
法務省	6	5	63	19	<b>30.2</b>	30.2	55	9	<b>16.4</b>	8.6
外務省	2	2	21	8	<b>38.1</b>	29.7	1	0	<b>0.0</b>	-
財務省	5	5	116	42	<b>36.2</b>	35.9	178	22	<b>12.4</b>	12.3
文部科学省	11	11	242	79	<b>32.6</b>	32.0	2,664	479	<b>18.0</b>	17.1
厚生労働省	13	13	277	90	<b>32.5</b>	32.0	1,409	301	<b>21.4</b>	20.8
農林水産省	8	8	173	62	<b>35.8</b>	34.7	406	78	<b>19.2</b>	18.5
経済産業省	9	9	181	56	<b>30.9</b>	30.9	1,993	148	<b>7.4</b>	7.2
国土交通省	13	13	226	71	<b>31.4</b>	32.0	889	129	<b>14.5</b>	13.4
環境省	4	4	63	22	<b>34.9</b>	34.9	672	67	<b>10.0</b>	9.5
防衛省	5	5	40	15	<b>37.5</b>	37.5	-	-	-	-
<b>合計</b>	111	109	1,873	607	<b>32.4</b>	32.3	9,706	1,461	<b>15.1</b>	13.9

## 政治・行政・司法等各分野における女性の参画の拡大は緩やか －女性の政策・方針決定参画状況調べ－

平成 20 年 10 月 28 日  
内閣府男女共同参画局

内閣府は、昭和 52 年以来、関係府省等の協力を得て、政治・行政・司法等の各分野における女性の参画状況について直近のデータを収集し取りまとめている（基になる調査の実施頻度により、毎年更新されないデータもある。）。本年の状況について、別添のとおり取りまとめた。また、昨年引き続き、男女共同参画会議の決定に基づく「「2020 年 30%」の目標のフォローアップのための指標」を掲載している。

本年の概要は以下のとおり。



## **I 総論（「2020年30%」の目標のフォローアップのための指標）**

全体として、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大は緩やかである。各分野において「2020年30%」の目標（「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待」）を達成するには更なる努力が必要。

項目別に見ると、民間企業、公務員における女性管理職の割合は依然低い状況となっており、また、経済団体、職能団体等における女性役員の割合も低い。一方、医師、歯科医師、研究者などの専門的職業従事者における女性割合は比較的高くなってきている。

## **II 各論（各分野における参画状況）**

### **1 国における状況**

#### **(1) 立法分野への女性の参画**

平成20年10月現在、衆議院の女性議員は45名（女性割合9.4%）。また、平成20年10月現在、参議院議員の女性議員は44名（女性割合18.2%）。

#### **(2) 行政分野への女性の参画**

- ① 平成19年1月15日現在、国家公務員のうち管理職（指定職・行政職（一）7級相当職以上及び防衛省における同相当職）の女性は169名で、管理職総数に占める割合は1.9%（平成18年1月15日現在155名、1.7%）。
- ② 平成20年4月の国家公務員I種試験等採用者のうち女性は134名で、総数に占める割合は21.7%（平成19年4月は、137名、21.9%）であり、うち事務系試験区分採用者に占める女性は71名で総数に占める割合は24.2%（同74名、25.1%）。
- ③ 平成20年9月30日現在、審議会等における女性委員の割合は32.4%（平成19年9月30日現在32.3%）、女性の専門委員等の割合は15.1%（同13.9%）。
- ④ 平成18年4月1日現在、独立行政法人等（独立行政法人、特殊法人、認可法人）の役員に占める女性の割合は2.5%、管理職に占める女性割合は13.7%。<sup>※</sup>

### **(3) 司法分野への女性の参画**

- ① 女性の裁判官の数は、平成 20 年 4 月現在 537 名で、裁判官総数に占める割合は 15.4%(平成 19 年 4 月現在 499 名、14.6%)。
- ② 女性の検察官の数は、平成 20 年 3 月 31 日現在 311 名で、検察官総数に占める割合は 12.2%(平成 19 年 3 月 31 日現在 271 名、10.9%)。
- ③ 平成 18 年 1 月に司法修習を終了した修習生のうち、裁判官として任官された女性は 43 名で、裁判官任官者のうち 36.4%(平成 17 年度は 35 名、30.4%)、検察官として任官された女性は 39 名で、検察官任官者のうち 34.5%(同 26 名、29.9%)。

## **2 地方公共団体における状況**

### **(1) 地方議会への女性の参画**

平成 19 年 12 月現在、地方議会における女性議員数は 4,018 名で、議員総数に占める割合は 10.4%(平成 18 年 12 月現在 4,070 名、9.4%)。中でも、特別区議会が 24.7%と高い。

### **(2) 行政分野への女性の参画**

平成 20 年 10 月 15 日現在、都道府県においては、女性の県知事が 3 名(6.4%) (平成 19 年 6 月現在 5 名、10.6%)、副知事が 4 名(4.7%) (同 5 名、6.4%)、同年 4 月 1 日現在、市区町村においては、女性の市区長が 12 名(1.5%) (同 10 名、1.2%)、副市区長が 16 名(1.6%) (同 17 名、1.7%)、町村長が 6 名(0.6%) (同 6 名、0.6%)、副町村長が 5 名(0.6%) (7 名、同 0.8%)。

## **3 企業における女性の参画**

- (1) 総務省「労働力調査」によると、管理的職業従事者(公務及び学校教育を除く)に占める女性の割合は、平成 19 年では、9.7%(平成 18 年は 10.7%)。
- (2) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」によると、役職別女性管理職の割合は、平成 19 年では、係長相当職で 12.4%(平成 18 年は 10.8%)、課長相当職で 6.5%(同 5.8%)、部長相当職で 4.1%(同 3.7%)。
- (3) 帝国データバンク「社長交代率調査」によると、女性社長の割合は、平成 19 年では、5.74%(平成 18 年は 5.73%)。

## **4 農林水産分野における女性の参画**

農業委員に占める女性の割合は、平成 18 年では 4.21%(平成 17 年は 4.12%)、農協役員に占める女性の割合は 2.11%(同 1.92%)、漁協役員に占める女性の割合は 0.35%(同 0.32%)、森林組合役員に占める女性の割合は 0.25%(同 0.19%)。

## **5 メディアにおける女性の参画**

日本新聞協会の調査によると、新聞・通信社における記者に占める女性の割合は、平成 20 年では 14.7%(平成 19 年は 13.8%)。日本民間放送連盟加盟各社役員に占める女性の割合は 1.1%。

## **6 教育・研究分野における女性の参画**

- (1) 文部科学省「学校基本調査」によると、小学校の教頭以上の教員に占める女性の割合は、平成 20 年度では 19.7%(平成 19 年度は 19.6%)、中学校の教頭以上の教員に占

める女性の割合は6.5%(同6.5%)、高等学校の教頭以上の教員に占める女性の割合は、6.0%(同5.8%)。また、高等専門学校講師以上の教員に占める女性の割合は、平成20年度では5.6%(平成19年度は5.4%)、短期大学の講師以上の教員に占める女性の割合は45.1%(同44.6%)、大学の講師以上の教員に占める女性の割合は16.2%(同15.7%)。

- (2) 総務省「科学技術研究調査報告」によると、研究者に占める女性の割合は、平成19年では、12.4%(平成18年は11.9%)。

## 7 国際分野における女性の参画

- (1) 在外公館における参事官以上の職員に占める女性の割合は、平成20年では、5.4%(平成19年は5.4%)。
- (2) 国連関係機関の日本人職員のうち、幹部職員に占める女性の割合は、平成19年では、37.7%(平成18年は34.5%)。

## 8 地域における女性の参画

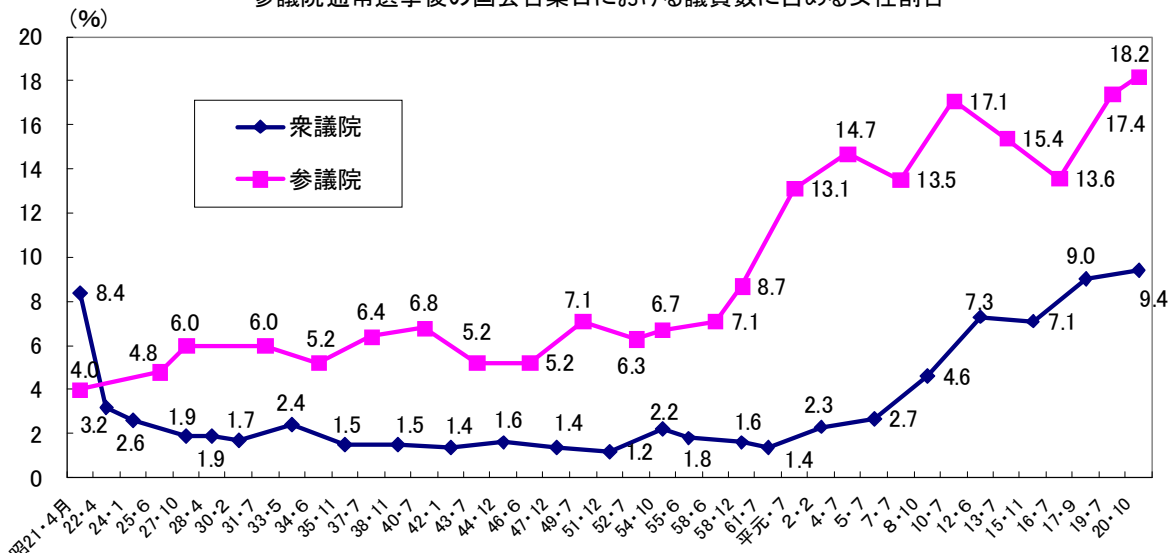
全国の自治会において、自治会長に占める女性の割合は、平成20年では3.9%(平成19年は3.8%)。

## 9 その他専門的職業における女性の参画

- (1) 総務省「労働力調査」によると、専門的・技術的職業従事者に占める女性の割合は、平成19年では、46.2%(平成18年は46.7%)。
- (2) 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」によると、医師に占める女性の割合は、平成18年では、17.2%(平成16年は16.4%)、歯科医師に占める女性の割合は19.2%(同18.5%)、薬剤師に占める女性の割合は67.1%(同67.2%)。また、獣医師に占める女性の割合は、平成18年では、22.1%(平成16年は18.9%)<sup>\*</sup>。
- (3) 女性の弁護士数は、平成20年3月31日現在3,599名で、弁護士総数に占める割合は14.4%(平成19年3月31日現在3,152名、13.6%)。また、女性の公認会計士数は、平成20年7月31日現在3,309名で、公認会計士総数に占める割合は12.9%(平成19年7月31日現在2,880名、12.3%)。
- (4) 平成20年度の新司法試験合格者のうち、女性は564名で、合格者総数に占める割合は27.3%(平成19年517名、27.9%)(旧司法試験については、平成20年10月現在未発表)。医師国家試験合格者に占める女性の割合は、平成20年では34.5%(平成19年は33.4%)、公認会計士試験合格者については、平成19年では17.3%(平成18年は19.9%)、弁理士試験合格者については、平成19年度では17.1%(平成18年度は18.0%)、税理士試験合格者については、平成19年度では31.1%(平成18年度は30.6%)。

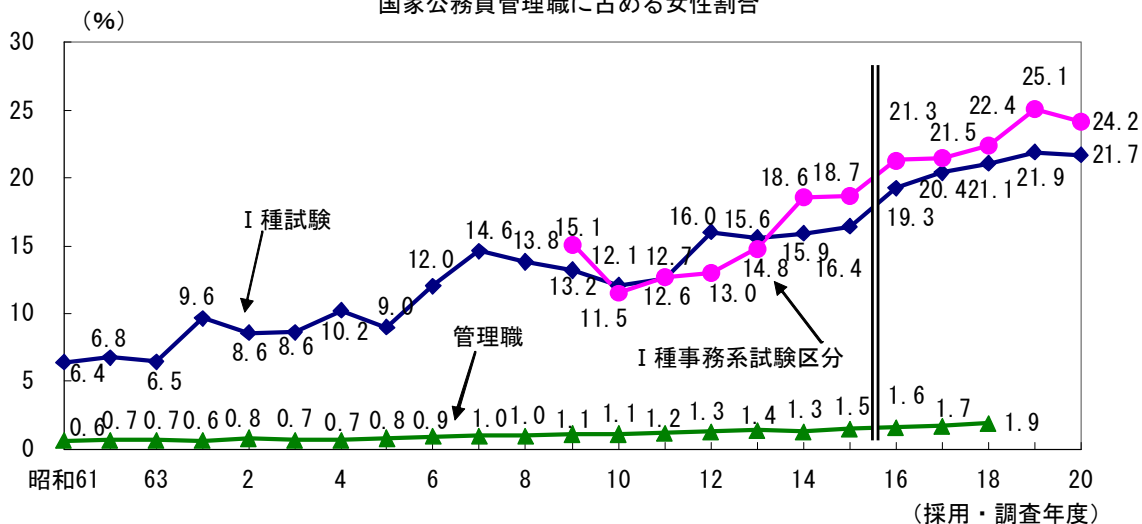
※は昨年度の本件調査公表時点から掲載内容に変更のないデータを示す。

衆議院議員当選者に占める女性の割合  
参議院通常選挙後の国会召集日における議員数に占める女性割合



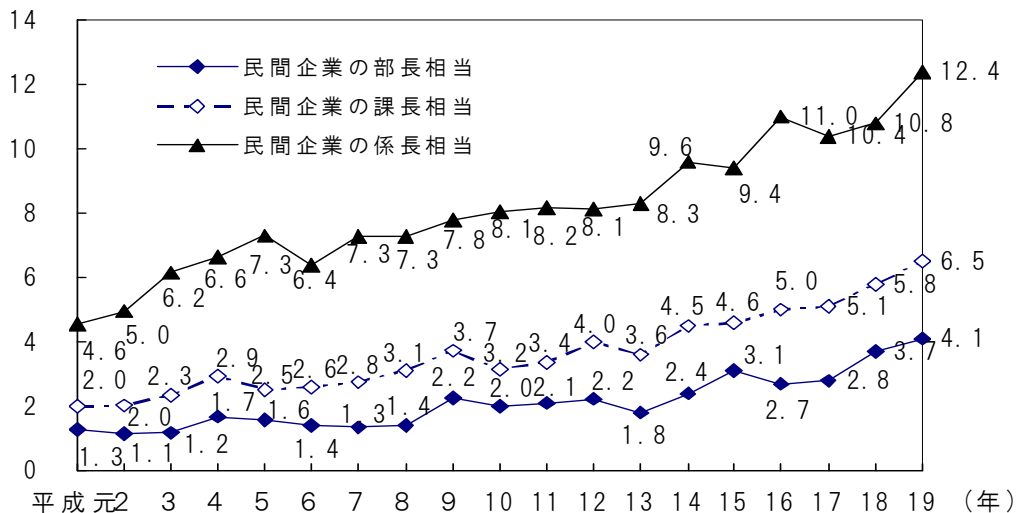
(備考) 1. 総務省、衆議院・参議院事務局調べ  
2. 平成19年8月及び9月現在の数値は、当該時点における女性議員割合。

国家公務員I種試験等採用者に占める女性割合  
国家公務員管理職に占める女性割合



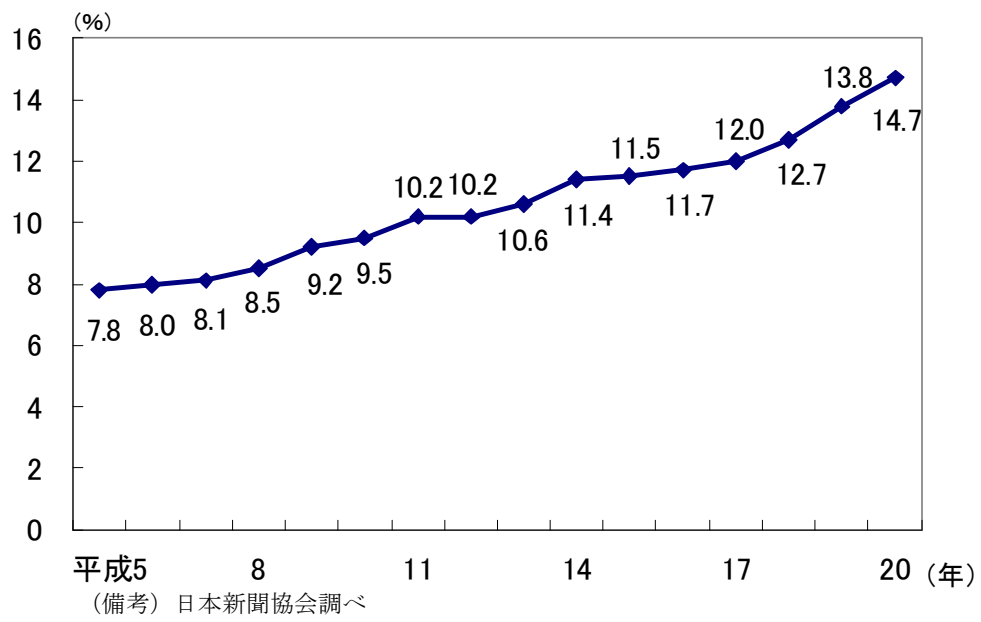
(備考) 1. 国家公務員I種試験採用者は総務省、人事院調べ。国家公務員管理職は人事院調べ。  
2. 国家公務員I種試験採用者の調査対象は、平成16年度以前と以降で異なっている。

役職別管理職に占める女性割合の推移

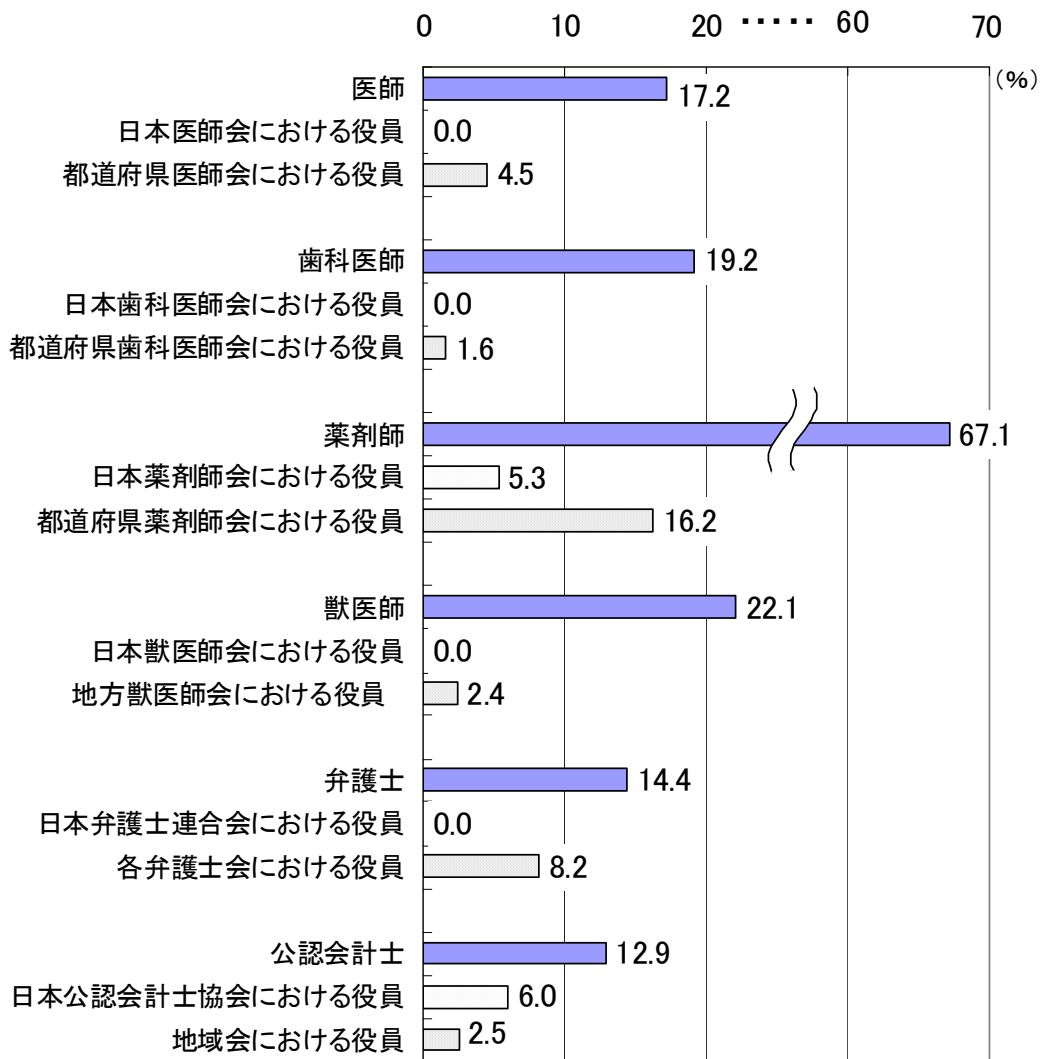


(備考) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。

### 新聞・通信社における記者に占める女性の割合



### 専門職に占める女性の割合



(備考) 医師、歯科医師、薬剤師については厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」、獣医師については農林水産省調べ、その他については各団体調べ。